

中長期的な厚生労働科学研究費のあり方(中間報告)のフォローアップ

中間報告での指摘事項	これまでの取組	今後の課題
1. 制度全般に関する事項		
○ 他の公的研究助成制度との違いが不明確 ・ライフサイエンス推進戦略の中での厚生労働科学研究の位置づけが不明確 ・国民の健康や安心・安全に関する課題に取り組みが不十分 ・健康危機や先端技術開発等のため、研究の多様性を保つことが不可欠	○ 保健医療、福祉、生活衛生、労働安全等、厚生労働省の任務を推進する「目的指向型研究」であることを明確化	
2. 研究システムに関する事項		
① 研究の枠組み		
○ 厚生労働省の政策目的に対応した(分野事業横断的な)研究事業の枠組みが未整備	○ 5つの研究類型を創設(①一般公募型、②指定型、③戦略型、④プロジェクト提案型、⑤若手育成型)	○ 現在行われている研究類型の検証(戦略型の効果的な実施等) ○ 長期疫学研究等の長期継続的な研究への対応
○ 政策的に必要とされる研究も競争的資金の枠組みの中で実施される制度運用上の問題点	○ 政策的必要性が高いものの競争的環境では取り組みの進まない研究課題の解決を図るための枠組みとして「指定型」を創設	○ 指定型研究の効果の検証
○ 分野・事業横断的な重点課題に対しての配慮の不足	○ 分野横断的な重要課題、長期継続的研究課題、研究基盤が弱く成果が見えない課題等に対して、重点的・効率的な対応を行うための枠組みとして「戦略型」を創設	○ 戦略型研究の効果の検証
○ 長期継続的に取り組む必要がある研究課題において研究の進捗に応じて資源を再配分する制度が未整備	○ 公募課題に対して時間をかけて研究計画を提案し、その評価結果に基づいて本格実施を決定する枠組みとして「プロジェクト提案型」を創設	○ プロジェクト提案型研究の効果の検証
○ 研究者の育成への配慮が不十分	○ 将来の厚生労働科学研究を担う研究者の育成を推進するための枠組みとして「若手育成型」を創設	○ 若手育成型研究の効果の検証
○ 個別研究では成果が出づらい研究において、確実に政策に結びつける方策の不在	○ 基礎研究と臨床(応用)研究の橋渡しを行うトランスレーショナルリサーチや治験を推進 ○ ガイドライン策定等の行政施策に直結した研究の実施	
② 研究評価のあり方		
○ 総合科学技術会議による研究事業評価が学術的な視点に偏っており、政策的意義が十分に評価され難い構造	○ 他省の研究事業と異なり、厚生労働科学研究は目的指向型研究(Mission-Oriented Research)であることを明確化し、その政策的意義を強調 ○ 政策的必要性が高いものの競争的環境では取組の進まない研究のための枠組みとして「指定型」を創設(再掲) ○ 評価委員の人材育成の観点から研究計画の二段階評価を実施し、一次審査に若手研究者を登用	○ ミッションに応じて、研究分野を再整理することを検討(例 行政施策、厚生科学基盤、疾病・障害対策、健康安全確保総合) ○ 指定型研究の効果の検証(再掲)

中間報告での指摘事項	これまでの取組	今後の課題
③ 研究の実施体制		
○ 研究資金交付の早期執行	○ 取扱規定等の改正作業を約1月早期化(H16とH19の比較) ○ 非常勤職員による作業チームを編成し、一定要件を満たす課題に対し優先的な事務処理を実施 ○ 予算の成立を前提に、事前評価委員会を4月前に前倒して開催 ○ 課題応募及び交付申請作成の支援システムを構築 ○ FA化の推進	○ 交付事務の更なる簡素化・迅速化 ○ 作業チームによる早期交付の効果の検証 ○ 府省共通研究開発管理システムへの参加 ○ FA化のさらなる推進
○ 若手研究者が応募しやすい枠組みの創設	○ 将来の厚生労働科学研究を担う研究者の育成を推進するための枠組みとして「若手育成型」を創設(再掲) ○ 若手研究者の育成の観点から、各段階の評価結果をフィードバック	○ 若手育成型研究の効果の検証(再掲)
○ 多施設臨床研究を実施していくための体制基盤の強化	○ 分野横断的な重要課題、長期継続的研究課題、研究基盤が弱く成果が見えない課題等に対して、重点的・効率的な対応を行うための枠組みとして「戦略型」を創設(再掲) ○ 研究基盤を支援する専門家育成のため手引き等において、疫学/統計学の専門家の参画を奨励	○ 戦略型研究の効果の検証(再掲)
3. 透明性の確保と社会的貢献の重視		
○ 厚生労働科学研究の意義や研究成果等の国民への認知が不十分	○ 厚生労働科学研究費のあらまし等の啓発資料の作成 ○ 研究成果データベースのホームページ掲載 ○ シンポジウムや市民公開講座等を開催	○ より効果的な広報活動の検討
○ 不適切な研究費事務処理等、研究費運営の不透明感	○ 内閣府策定の不正防止のガイドラインの周知徹底 ○ 機関経理の徹底	○ 厚労省として研究費の適正使用や研究活動に関するルールを整備・明確化 ○ 機関経理・内部監査のさらなる徹底 ○ 利益相反への対処 ○ 監査体制の充実
○ 研究実施における個人情報に対する配慮	○ 個人情報保護法や各種ガイドラインの周知徹底	
○ グローバル化する健康問題への対処のため国際貢献の推進	○ 国際医学研究事業における米国やアジアとの連携した取組	○ 新たな二国間・多国間の国際研究の枠組みの検討